

## 会費等に関する規則

平成 28 年 4 月 1 日制定  
平成 28 年 12 月 19 日改定  
平成 29 年 7 月 1 日改定  
平成 30 年 3 月 9 日改定  
平成 31 年 3 月 28 日改定

(目的)

第 1 条 本規則は、定款第 9 条の規定に基づき、会費等に関し必要な事項を定める。

(会費等)

第 2 条 会員は、本規則の定めるところにより、当協会に対し、定額会費及び特別会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 当協会は、当該会員が既に当協会に支払った会費等を、理由の如何に関わらず、返還しない。ただし、当協会が理事会の決議により特別に認める場合はこの限りでない。

3 定額会費は月額とし、会員資格の種別により、次の各号に掲げる金額の 1 年分を一括し毎年 4 月に、第 4 条に定める期日までに支払う。

(1) 正会員 75,000 円

(2) 準会員 30,000 円

4 年度の途中で新たに入会した会員については、入会日の属する月を含め、当該年度の残余月数に応じて計算する額をもって、入会初年度の定額会費とする。

5 年度の途中で会員資格の種別を変更した会員については、既に支払った定額会費から当該変更の属する日の前月までの経過月数に応じた額を差し引いた額をもって、当該変更後の定額会費の一部に充当することができる。

6 その他、会費に関する事項は、理事会の決議により定める。

(特別会費)

第 3 条 会員の特別会費の金額及び支払期日は、社員総会の決議によって定める。

(納入方法)

第 4 条 会費等の納入は、当協会が請求時に指定する方法により、当協会が指定した期日までに前納するものとする。

(滞納)

第5条 会費等を1年以上滞納した会員は、定款第12条第1項第5号の規定により、会員としての資格を喪失する。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。

(規則の改廃)

第6条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

#### 附則

1. 本規定は、平成28年4月1日から施行する。
2. 本規則は、臨時社員総会による定款変更のため、平成28年12月19日に改定する。
3. 本規則は、平成29年6月27日理事会決議に基づき、平成29年7月1日に改定する。  
ただし、平成29年7月1日において現に正会員である者は、その入会日に関わらず、第2条に定める入会金を当協会が指定する期日までに当協会に支払うものとし、その他、平成29年度の会費の取扱いについては、理事会が別に定めるものとする。
4. 本規則は、平成30年3月6日理事会決議に基づき、平成30年3月9日に改定する。
5. 本規則は、平成31年3月28日理事会決議に基づき、平成31年3月28日に改定する。